

夫婦別姓

一市川 浩

平成二十七年十二月二十七日

結婚により孰方かの姓を強制するは違憲として、その精神的苦痛を訴ふる裁判、本年二月最高裁小法廷より大法廷に回付となり、下級審にての合憲判決の破棄を豫想する向もありけるが、今月十六日、最高裁は現行の夫婦同姓制及び別姓禁止の法律は合憲との判断を示す。大法廷の審理は合憲十名、違憲五名の内女性裁判官三名全員を含むと云々。

抑もこの問題は嘗て女性大學教授が公文書に戸籍上の氏を書かず、不利を受けたりと訴ふるも、最高裁にて敗訴となるを、今は訴訟理由を替へ別件の裁判との印象なり。民法第七百五十條は「婚姻の際に夫又は妻の氏を稱す」とて完全に男女平等を保障す。私見としては、現姓希望の女性による婚約者の説得など特に困難ありとも思はれず、更には雅號、筆名、藝名など通稱による社會生活も自由なれば、態々違憲を争はずもがなの感あり。但し識者は夫婦同姓を世界にも日本のみなりとて、特に判決が別姓を違憲とせざるを以て、非嫡出子の相續權減殺規定合憲判決も十八年後には違憲となりぬる例をも引きて、將來の違憲判決獲得の實現可能性を示唆す。

現行憲法前文には「これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである」の文言あり。「人類普遍」は戦後屢々援用あり、舊教育基本法（昭和二十二年）も「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす」と謳ふ。然れども「普遍」の語は例外を認めず、従ひ個々の民族、宗教、家族などの文化の多様性とは對極をなす（教育基本法は平成十八年の改正によりて「傳統を繼承し、新しい文化の創造を目指す」と「普遍」の言を削除す）。國連の女性差別委員會が我が國に民法の改正を勧告せるは、個人の尊嚴、男女平等は尊重すべく、そこに文化の多様性の混在を拒む思想に基くらむ。

これを受けて謂はゆる「選擇的夫婦別姓」の法制化が浮上、「自分別姓にはせずとも、選擇制度には賛成」なる意見各種報道媒體を賑す。一見尤もに聞ゆるも「同姓」に就き協議成らざれば、「別姓」選擇可とするは、例へば國會の法案審議に於て、贊否決し難からば、反対者は法律適用拒否の選擇を可とするに等しかるべし。これを極端とするも、話合ひ決著を輕んずるの風潮いかでか社會を蝕まざらむ。更には同じ日本人二つの羣に分れ、「別姓羣」はかなり少數と見らるゝがゆゑに、兩者間に生じ得べき様々の葛藤に不利を被ること多かるべく、差別を實感、怨恨を抱くに至るを懼る。

意地惡の爺或いは吾に言はまく、「常用漢字」並びに「現代假名遣い」の二告示にて規制する現代書き言葉に於て、汝正字・正假名を遣ひて處罰を免るゝは、偏へに兩告示俱に「個々人の表記にまで及ぼさうとするものではない」とする「選擇的」規定の御蔭ならずやと。吾應ふらくは、「選擇的」規定は一時的に行政は隨時これを削除せむを覺悟すべく、寧ろ告示による言語統制そのものの停止こそ肝要なれど。

（引用部は口語のまま、表記は地の文に統一） （平成二十八年一月二十五日受附）